

新型コロナウイルス感染症に対応した 三鷹市立小・中学校における学校運営ガイドライン (一部改定)

今回の一部改定は、『新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン
【都立学校】改定版 ver. 6』（令和5年4月1日 東京都教育委員会）に基づき、主にマスク着用について改定を行ったものです。

令和5年4月1日

三鷹市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方

感染症対策においては、一人ひとりの感染予防に関する行動が、自分の命を、家族を、大切な人を、社会を守ることにつながる。また、感染拡大防止のため、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、最前線で尽力されている方々により、私たちの生活は成り立っている。学校教育活動の再開に当たっては、教職員、幼児・児童・生徒、その保護者、その他学校関係者などの全員が、この認識を共有していくことが重要である。

また、10歳未満、若年層を含めあらゆる世代が感染によるリスクを有しており、自分の身は自分で守るという意識を、学校にかかわる一人ひとりがより一層強く持たなくてはならない。

三鷹市立小・中学校においては、基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入するとともに、感染状況に応じた感染症対策を講じながら、可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、児童・生徒の健やかな学びを保障してきました。

引き続き以下のことを原則として、校内での感染症対策に万全を期すようお願いします。

学校運営の基本方針

地域や児童・生徒の感染状況を踏まえ、基本的な感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

<基本的な感染症対策の徹底>

- 3つの「密」（密閉・密集・密接）を避ける
 - ・ 換気の悪い密閉空間
 - ・ 多数が集まる密集場所
 - ・ 間近で会話や発声をする密接場面
- ※ 3つの条件（密室、密集、密接）が同時に重なる場を避けることはもちろんであるが、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限りそれぞれの密を避けること（ゼロ密）が望ましい
- 換気の徹底
- 人と人との距離の確保
- 正しい手洗いや手の消毒などの基本的な感染症対策を徹底
- 児童・生徒、保護者等や教職員の健康観察の徹底
- 日頃の連絡体制を確認し、確実に連絡が行き渡る体制づくりを徹底
- 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備の徹底

1 マスクの着用について

学校教育活動においては、児童・生徒等及び教職員に対し、マスクの着用を求めないことが基本となる。

ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童・生徒及び教職員についても、マスクを着用することが推奨される。

基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない児童・生徒もいることから、そういった者にマスクの着脱を強いることのないようにする。児童・生徒の間でも着用の有無による差別・偏見等がないよう適切な指導を行う。

加えて、新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含めて、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童・生徒に対してマスクの着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、児童・生徒にマスクの着用を強いることのないようにする。

また、咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童・生徒に指導することが必要である。咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、ティッシュ・ハンカチや、袖、肘の内側を使って、口や鼻をおさえることである。

なお、児童・生徒等には、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となる。

「各自に必要な持ち物」

- ✓ 清潔なハンカチ・ティッシュ
- ✓ (必用に応じて) マスク
- ✓ (必用に応じて) マスクを置く際の清潔なビニールや布等

2 3つの「密」を避ける

学校においては、密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）という3つの「密」を避ける必要がある。このため、まずは換気の徹底と身体的距離の確保が重要である。

具体的な換気の方法や考え方については、下記のほか、「感染拡大防止のための効果的な換気について」（令和4年7月14日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）や「新型コロナウイルス感染拡大を防止するための換気の徹底及びその効果的な実施について」（令和4年9月2日付け文部科学省事務連絡）を参照すること。

(1) 換気の徹底

- 換気を行うため、授業中における窓開けなどの換気は、可能であれば常時、リスクは上がるものの困難な場合はこまめに（30分に1回以上）、2方向の窓を同時に開けて行

う。また、エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要である。

冬場の寒い場合には、10cmでも窓を開けると空気の流れができ換気ができる。

- 換気設備を設置している教室や武道場等では、常時、確実に換気設備稼働させる。窓がない教室等では、送風機（サーキュレーター）等を常時使用して扉を開放し強制換気を行う。十分な換気を行い空気のこもった空間とならないよう注意する。
- 換気の指標として、CO₂ 測定器により二酸化炭素濃度を計測するなどし、適切な換気に努める。
- 上記の適切な換気を行いつつ、空調や衣服による温度調節、除湿器による湿度調節などの校内環境管理の対策を講じる。
- 冬季における換気は、冷気が入りこむため窓を開けづらい時期だが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあるので、換気を徹底することが必要である。

（２）身体的距離

- 学校は「３つの密」となりやすい場所であるため、可能な限り身体的距離を確保することが重要である。児童・生徒等同士の間隔は、可能な限りとり、触れ合わない程度の距離を確保する。

3 清掃・消毒

- 消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童・生徒等の抵抗力を高め、手洗いを徹底することが重要である。
- 昇降口付近や手洗い場、トイレ、教室など、校内の適切な箇所に石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬を設置し、手指の衛生を保てる環境を整備する。
- 固形、液体を問わず、石けんの衛生管理を定期的に行う。例えば、固形石けんでは、定期的にネット・石けんを変えるようにする。液体石けんでは、容器の中身を詰め替える際は、残った石けんは捨て、容器をよく洗い、乾燥させてから、新たな石けんを詰めるようにする。また、液体石けん容器の置き場所についても、流しの中に直接置かないなど、衛生を保てる環境を整備する。
- 教室やトイレなど児童・生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、窓枠、窓の鍵など）は、１日１回程度消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム）を浸した布巾やペーパータオルを用いて清拭する。消毒作業中は換気を十分に行い、目、鼻、口などを触らないようにする。
- 通常の清掃活動の中でポイントを絞って消毒を取り入れるようにする。

4 正しいタイミングと正しい方法での手洗いを徹底

家庭では、帰宅時や食事の前後、トイレ使用后、咳やくしゃみ・鼻をかんだ後、学校では、登校時や給食前後、外で活動した後、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用后、咳やくしゃみをした後、鼻をかんだ後、教材を共用した後など、飛沫や接触による感染リスクが高まるタイミングにおいて、石けんを使用して30 秒程度泡立て、十分に水で流し、清潔なタオルやハンカチ、ペーパータオルでよく拭き取って乾かす手洗いを励行するよう指導する。

学校で手洗いをさせる際には、手洗い場所が密集・密接しないよう、手洗い場所付近に立ち位置を示すマーキングを行うことや、正しい手洗いを行う時間を確保できるよう、授業中や休み時間を問わず、トイレの使用や手洗いを時間差で行わせることなどの対策を講じる。

手洗いがすぐにできない状況では、アルコールは、ウイルスの「膜」を壊すことで無毒化することであることから、アルコール消毒液も有効である。手洗い場の数などで、正しいタイミングでの手洗いの励行が困難な場合などには、アルコールを含んだ手指消毒薬などを併用し、手指消毒の徹底に努めるよう指導する。また、手指など人体に用いる場合は、品質・有効性・人体への安全性が確認された「医薬品・医薬部外品」（「医薬品」「医薬部外品」との表示のあるもの）を使用する。

※ アルコールに過敏な方は使用を控える。

※ 石けんは液体石けんが望ましい。（「学校において予防すべき感染症の解説」文部科学省、公益財団法人日本学校保健会発行）

※ 手洗いをしていない状況では、接触感染防止のため、眼、鼻、口などに触れることを避けるよう指導する。

※ タオルやハンカチは共用せず、毎日交換したものを持参させ、清潔を保つよう指導する。

※ 映像資料「感染症予防のための正しい手洗い方法」（東京都）

https://www.youtube.com/watch?v=1ViN9C_BS-0

5 児童・生徒、保護者、教職員の健康観察の徹底

(1) 児童・生徒の健康観察の徹底

- 児童・生徒の感染が増加している状況を踏まえ、児童・生徒の健康観察（体温測定、症状の有無の確認）を徹底する。
- 咳、発熱、息苦しさなどの体調不良の症状が見られる場合は、受診するように指導する。

(2) 児童・生徒と同居する家族などの健康観察徹底の依頼

- 感染症対策の内容を保護者にも通知等により確実に伝達するとともに、家庭においても対策を徹底していただく。
- 日本小児科学会の調査によると子どもへの感染は約8割が家族からとなっている。保護者の方を含む家族全員が感染症対策をしっかり行い家庭内に感染を持ち込まないことが大変重要であるとされている。
- 児童・生徒と同様に家族も健康観察を実施していただくなど、家庭における感染症対

策の徹底を依頼する。

- 家庭で以下の事項について実施していただくよう依頼する。
 - ・ 毎朝の検温
 - ・ 検温結果と健康状態について健康観察票やオンライン等を活用して記録する。
 - ・ 健康観察票等において何らかの症状が見られる場合は無理をせずすぐに休養させる（症状については主治医等に相談すること。）。
 - ・ 家庭内において体調不良者がいる場合などについても咳エチケットを行う。
- 校長は、児童・生徒が発熱、せき、のどの痛みなどの症状がある場合、あるいは同居の家族の中に新型コロナウイルスに感染した者がいる場合、児童・生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、あらかじめ保護者に依頼する。

（３）教職員等の健康管理の徹底

- 教職員や講師、講話などを実施する外部の人材など（以下「教職員等」という。）は、児童・生徒と密に接することから、正しいタイミングと正しい方法による手洗い、健康管理等の感染症対策を一層徹底して実施する。
- 教職員等は、毎朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等は無理な出勤を避け、発熱等の風邪の症状が見られるときは無理せず自宅で休養する。
- 教職員等は、検温結果などから風邪症状がないことを確認の上、出勤時に「健康チェック票」に検温結果等を記録すること。
- 校長は、毎日、教職員等の健康状態について問題がないことを確認し、３週間は記録を保管する。
- 勤務時間外においても、３つの「密」が想定される場所、特に３つの「密」が同時に重なる場所を避け、それぞれの密一つ一つについても避ける。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底する。
- 大人数での飲食、飲酒や大声での会話などが行われる集まりは避けるなどリスクの高い活動は注意する。

I 学校運営編

1 感染症対策の徹底

(1) 児童・生徒への指導

学校は、児童・生徒に対し、以下の内容を指導する。

ア 新型コロナウイルス感染症についての理解

児童・生徒が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、発達段階を踏まえた指導を行う。また、疾病に対する抵抗力を高めるため、家庭における十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心掛けるよう指導する。

感染者や濃厚接触者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方々に感謝の念をもつことについて、発達段階に応じた指導を行う。

※ 新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

イ 新型コロナウイルスワクチンに関する正しい知識の啓発

保健の学習内容と関連付けるなどして、児童・生徒が感染症の予防やワクチンについて正しい知識を身に付けられるよう指導する。

なお、指導に当たっては、ワクチン接種は任意であり強制ではないこと、周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと、身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種できない人や接種を望まない人もおり、その判断は尊重されるべきであることを併せて児童・生徒に指導し、保護者に対しても理解を求めること。また、ワクチンの接種に伴う出欠等の取り扱いについては、欠席扱いとしないこと。

※ 新型コロナウイルス感染症

<https://www.kyoiku.metro.lg.jp/school/sanitation/covid19.html>

(2) 連絡体制・衛生管理の徹底

- 保護者と日中に必ず連絡が取れるよう、家庭との連絡体制を整備する。
- 学校医や学校薬剤師との連携の下で、個別の学校の施設の状況等に応じた必要な消毒対策を実施するなど、徹底した衛生環境の整備に努める。

2 教育活動を実施する上で必要な感染症対策

「1 感染症対策の徹底」に示した基本的な感染症対策を継続して実施するとともに、在校時間全般にわたって児童・生徒の健康状態に注意を払い、必要に応じて検温するなど、健康観察を丁寧に行う。また、以下の事項に留意する。

(1) 登校時の健康状態の把握

学校は、児童・生徒に対して、毎朝、自宅で検温し、タブレット端末に入力するよう指示する。なお、児童・生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、原則として出席停止の措置を取るとともに、医療機関を受診し、医師による判断が出るまでの間、自宅で休養するよう指導する。また、感染がまん延している状況にあるときに、同居の家族等に感染が疑われる症状が見られる場合にも、その症状がなくなるまでの間、児童・生徒に出席停止の措置を取る。なお、登校するに当たって、医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めることのないよう留意すること（令和4年10月19日付け文部科学省事務連絡「新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行も見据えた今後の感染対策について」）。

登校時に健康観察票等により健康状態を確認できなかった、また健康観察票で発熱等の記載のあった児童・生徒については、直ちに別室等で検温するとともに、風邪の症状などを確認する。

(2) 児童・生徒が体調不良を訴えた場合への準備

校長を責任者とし、校内に保健管理体制を構築する。併せて、学校医・学校薬剤師等との連携を推進する。学校全体として、養護教諭・各学級担任などとともに、学校医・学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整備する。

(3) 児童・生徒が体調不良を訴えた場合の対応

- 養護教諭をはじめ教職員等は、体調不良者の状態を確認し、管理職と連携しながら、必要な対応について判断する。
- 発熱等の風邪の症状や咳、発熱、息苦しさ等、感染症が疑われる児童・生徒については別室で対応し、感染拡大防止のため、対応に当たる教職員等を限定する。対応に当たる教職員等は、自身が正しくマスクを着用し、当該児童・生徒にマスクを着用させ、当該児童・生徒とともに手洗いた上で、別室へ移動する。また、他の児童・生徒と寝具やタオル等を共有しないようにする。対応後も、教職員等は手洗いを徹底する。

(例) 個室を複数準備する、同室内で2 m以上の距離を確保する、パーテーション等で区切る 等

※ 保健室は、外傷や心身の不調など、様々な要因で児童・生徒が集まる場所であるため、発熱等の感染症が疑われる児童・生徒が他の児童・生徒と接することのないように学校の施設の状況等に応じて対応する。

- 体液に触れる処置が必要な場合は、必要な感染症対策（ゴム手袋やフェイスシールド等）をとって対応し、前後の手洗いを徹底する。
- 感染症が疑われる児童・生徒は、速やかに保護者に連絡した上で下校させる。下校方法については保護者と相談する。
- 感染症が疑われる児童・生徒が一時的に休養する場合は、拭き取り消毒が可能なビニール製の椅子等に休ませることで、拭き取り消毒が可能となる。
- 下校するまで定期的に健康状態を確認する。下校後の医療機関の受診を勧めるとともに受診の確認を行う。家庭内での注意事項について資料を渡して伝える。登校の再開につ

いては、主治医や学校医と相談する。

- 下校後は、当該児童・生徒が手を触れたと思われる箇所を消毒するとともに、部屋の換気を十分に行う。

(4) ごみの分別

- 咳エチケットで出たごみ（鼻をかんだティッシュ等）を捨てる専用のごみ箱を準備する。
- ごみ箱にポリ袋をかぶせ、中のごみの量は八分目までとする。中のごみをまとめるときは、中身に直接触れないようにしっかり縛り、燃えるごみに出す。ごみ箱の処理をした後は、流水と石けんで手を洗う。

3 感染症対策を徹底した教育活動

(1) 基本的な考え方

学校の教育活動を行うに当たっては、子どもの学びの保障を図るため、校内における新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、次の考え方にに基づき実施可能な教育活動を実施する。

- 児童・生徒一人一人が新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、自ら判断し、感染を防ぐ行動をとることができるよう、発達段階に応じた指導を行う。
- 知・徳・体をバランスよく組み合わせた教育活動を実施する。
- 学校におけるデジタルを活用した学習の充実に取り組むとともに、登校による学習とオンライン学習等による家庭学習を組み合わせる。
- 学校は、児童・生徒が行ったオンライン等による家庭での学習内容の定着を確認した上で、今後の学校での指導や家庭学習を実施する。

(2) 学校運営上の重点項目

ア 教室等における密集の回避

教室等においては、児童・生徒同士の間隔を可能な限り空け、座席間も触れ合わない程度の距離を確保する。

イ 職員室等における感染症対策

- 職員室等における勤務については、他者との間隔をおおむね2 m（最低1 m）確保できるようにし、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにする。会議等を行う際は、換気をしつつ広い部屋で、最少の人数や短時間で行うなどの工夫をするとともに、オンライン会議システム等を積極的に活用する。
- 昼食や飲食時には大声での会話を控えるなどの対応を行う。
- 換気を行うため職員室等の窓開けなどの換気は可能であれば常時、リスクは上がるものの困難な場合は、こまめに（30 分に1回以上、数分程度窓を全開にする。）2方向の

窓を同時に開けて行う。

- 机上の物が多いと高頻度接触面が多くなり、加えて、陽性者となった場合、対象者のデスクの周りの消毒が必要となるため、定期的に掃除し清潔な状態を保つ。
- 電話等の共有物は、複数の人が触るため、手指消毒剤を付近に設置し、都度手指消毒ができるようにする。
- 教科準備室や会議室のほか、職員室以外の部屋においても3つの「密」（密閉・密集・密接）を回避するなどの感染症対策を行う。
- 換気の指標として、CO₂測定器により二酸化炭素濃度を計測するなどし、適切な換気に努める。

（３） オンライン教育の活用

学校においては、児童・生徒の学びを止めないという視点に立ち、感染状況に応じて、登校による学習とオンライン学習等による家庭学習を組み合わせるなど、児童・生徒の学習の保障を図っていくことが重要である。

（４） 教育活動上の留意点

ア 感染症対策に留意した各教科等の指導

- 児童・生徒に対してマスクの着用を求めないことを基本とし、換気を徹底するとともに可能な限り身体的距離を確保し、飛沫感染の防止に努める。ただし、基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する児童・生徒に対して、マスクを外すことを強いることのないようにする。
- 実技や実験、実習等で使用する共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保する。
- 感染状況に応じて、飛沫感染の可能性が高い活動は、可能な限り感染症対策を行った上で「密集」「密接」を避けて実施する。

（例）

- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話を控えること。気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測する。十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルター付き空気清浄機の活用等の補完的な措置を講じる。
- ・ 歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動は、音楽室等の換気を十分に行い、体の中心から前方1 m程度・左右50 cm程度を目安とした距離を確保し、原則、向かい合っでの歌唱は控える。
- ・ 調理実習を実施する場合は、試食の際は、大声での会話を控える、座席を向かい合わせにしない、（向かい合わせにする場合は）座席間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じる。

※ 地域の感染状況等により、警戒度を上げなければならない場合

- 感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い活動は行わない。

(例)

- ・ 対面形式となるグループワーク等
- ・ 一斉に大きな声で話す活動
- ・ 理科におけるグループで行う実験や観察
- ・ 音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
- ・ 図画工作・美術等における共同作業等の表現や観察の活動
- ・ 家庭におけるグループで行う調理実習
- ・ 体育における組み合ったり接触したりする活動

イ 実技を伴う体育の授業を実施する場合の注意事項

- 熱中症事故の防止に係るこれまでの通知を踏まえ、熱中症に留意するとともに、児童・生徒の休業中の体力の低下や健康状況を考慮して実施する。
- 体育館などの屋内で実施する場合は十分な換気を行う。
- 体育館や武道棟の出入口にアルコール消毒薬を設置し、手指消毒を徹底する。
- 更衣室は、可能な限り換気に努め、常時換気が難しい場合は、こまめに換気するとともに、児童・生徒を小グループに分けて短時間で利用することとし、密集した状態とならないよう工夫する。
- 用具等については、児童・生徒間での使い回しはせず、使用前後の手洗いを徹底する。
- 水泳授業の実施については、「コロナ禍における安全な水泳指導を実施するためのガイドライン（三鷹市教育委員会）」を踏まえ、プール・プールサイド・更衣室等における密集・密接の場面を避けたり、シャワーや洗眼器の水栓及び更衣室のドアノブやロッカー等のこまめな消毒を行ったりするなど、感染リスクへの対策等を講じるとともに、児童・生徒及び保護者の同意を得る。

ウ 体育館等でガイダンス等を実施する場合

- 参加者は対象学年の児童・生徒のみとし、児童・生徒同士の間隔を確保する。
- 2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。
- 内容を精選し、全体の時間が長くないよう配慮する。

エ 学校給食及び昼食

- 適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、（机を向かい合わせにする場合には）児童・生徒等の間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ない。
- 配膳の際は、マスクの着用、前後の手洗いなど、衛生管理を徹底させる。

- 喫食の前後には、児童・生徒全員の手洗いを徹底させる。
- 給食後等に、学校で歯磨きや洗口を行う場合は、児童・生徒等がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行うよう指導するなど、感染リスクに配慮する。

オ 休み時間

- 教室等の窓を開け、換気を徹底する。
- 児童・生徒が互いの間隔を適切にとるとともに、休み時間終了後等に手洗いを徹底するよう指導する。

カ 清掃活動

- 2方向の窓やドアを開けるなど十分な換気を行った上で行い、清掃前後は、必ず流水と石けん等を使用して手洗いをを行うよう指導する。

キ 児童・生徒への注意喚起

次の注意事項について学級指導等を通じて周知するとともに、適宜、放送等を活用した注意喚起を実施する。

- ・ 手洗いの励行
- ・ 3つの「密」を避けた行動

(5) 部活動を実施する際の留意点

ア 基本的な考え方

- 「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」及び「東京都教育委員会 文化部活動の在り方に関する方針」、「三鷹市立中学校部活動ガイドライン」に基づいて、生徒の安全を最優先に実施する。
- 生徒の体力や健康及び技能等の状況を踏まえ、安全を最優先して活動計画を作成し、実施内容や方法を工夫するとともに、適宜、活動日・活動時間・活動内容等の見直しを行う。
- 部活動の日時や実施内容をあらかじめ生徒・保護者に周知し、理解を得た上で実施する。
- 部活動を行う前には、顧問等による健康観察はもとより、生徒に自らの体調管理を確実に実施させる。
- 部活動の実施に当たっては、それぞれの特性に応じた感染症対策を講じる必要があるため、各団体が作成するガイドラインを遵守する。
- 用具等については、生徒間で不必要な使い回しをせず、使用前後の手洗いを徹底する。
- 屋内の活動場所、更衣室や部室は可能な限り換気に努め、常時換気が難しい場合は、こまめに換気するとともに、感染状況に応じ、密集した状態とならないよう工夫する。

イ 対外試合や大会参加等について

- 対外試合・合同練習の実施や大会参加などの校外での活動については、地域や児童・

生徒の感染状況を踏まえ、各部活動の意義や目的に照らし、その必要性について慎重に判断する。

- 対外試合・合同練習の実施や大会参加をする場合は、必ず生徒・保護者の同意書を得る。
- 参加に当たっては、学校として主催団体とともに、会場への移動時や食事時、会場での更衣室及び会議室の利用時など、大会におけるスポーツ・文化活動以外の場面も含め感染症対策を講じる。
- 外部施設を借用して実施する場合は、施設管理者等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン等に基づいて実施する。

(6) 教育活動の実施に当たっての配慮事項

ア 感染した児童・生徒の心のケア等

校長講話や学年集会等において、感染状況やその脅威を正しく理解させるとともに、誰でも感染する可能性があり、仮に感染しても自分を責めたり、周囲の児童・生徒がそのことを非難したりすることがないように、指導を徹底する。

イ 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止

感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方々に感謝の念をもつことについて、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達の段階に応じた指導を行う。

基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する児童・生徒に対して、マスクを外すことを強いることのないようにする。また、児童・生徒の間でもマスクの着用の有無による、いじめや偏見、差別等が生じないように適切に指導を行う。

- 「人権教育プログラム（学校教育編）令和5年3月」の「感染症に関わる人権問題」（p.175～176）に掲載されている資料や実践事例等を活用し発達の段階に応じた指導を定期的に行う。その際、例えば、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童・生徒へのいじめや偏見、差別が生じないように、生活指導上の配慮等を十分に行う。
- 「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図る指導資料」（東京都教職員研修センター）、新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けて（令和2年8月25日文部科学大臣からのメッセージ）等を活用して、新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別、いじめを防止し、医療従事者等への感謝の念を育む指導を継続的に行う。
- 児童・生徒や保護者等が、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合には、学校や相談窓口（いじめ相談ホットライン、SNS教育相談等）に相談するよう、適宜周知する。

(7) 熱中症の防止

熱中症事故の防止に係るこれまでの通知を踏まえ、下記事項に十分留意して事故防止の徹

底を図る。

- 熱中症は、未然に防止できることや、児童・生徒の健康や生命に甚大な影響を与えることを、学校全体及び指導者が十分に認識した上で指導に当たる。
- 児童・生徒の健康管理を適切に行い、一人一人の状況に応じて必要な対策を個別に講じる。
- 部活動をはじめとする教育活動全般において、天候・気温、活動内容・場所等の状況により、延期又は中止等の柔軟な対応を検討する。
- 活動する場合においては、環境条件を考慮して、活動量・内容・時間・場所等を変更するなど熱中症予防対策を徹底するとともに、水分・塩分の補給や休憩を励行し、適切に対策を講じる。また、熱中症の疑いがある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行う。

(8) 年間指導計画等の見直し

ア 基本的な考え方

- 学習指導要領に示された教科の内容や道徳、特別活動等をバランスよく指導する計画を立てる。
- 週休日や祝日、長期休業期間を活用する場合は、児童・生徒の疲労の度合い等を考慮して設定するとともに、保護者に丁寧に説明する。また、週休日や祝日に授業を行う場合には、勤務した教員について適切に勤務の振替を行う。

イ 学校行事

実施に当たっては、感染状況に応じ、学年単位での実施を検討するなど、以下の実施方法・内容について十分検討する。

(ア) 文化的行事、健康安全・体育的行事等

- 「3密」と「大声」を避けた計画とするとともに、可能な限り換気に努め、常時換気が難しい場合は、こまめに換気する。
- 学校の体育館等の施設を使用する場合は、児童・生徒同士の間隔、可能な範囲で会場の椅子の間隔を空けるなど、触れ合わない程度の距離を確保するとともに、2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。
- 入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式、開校記念に関する儀式、新任式、離任式等において、国歌・校歌等の斉唱や合唱時、いわゆる「呼びかけ」を実施する時等には、体の中心から前方1 m程度・左右50 c m程度を目安とした距離を確保する。
- 外部会場を使用する場合は、会場の使用規定等に基づく。
- 飛沫感染防止の観点から、歌唱や演奏等を行う者の舞台上の配置は、体の中心から前方1 m程度・左右50 c m程度を目安とした距離を確保し、原則、向かい合っでの歌唱は控える。

(イ) 宿泊を伴う行事について

- 「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考にしつつ、旅行事業者等と連携して、それぞれの実情に応じた対応を行う。修学旅行以外の遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事を実施するに当たって

も、上記手引きを参考にする。

- 学校のある地域又は活動先における感染状況等により、児童・生徒の安全が十分に確保できないと判断される場合は、延期又は中止する。ただし、都内における宿泊を伴わない形態や貸切バスでの移動等、実施方法の工夫や、感染症対策を講じた代替の活動を検討する。
- 実施の計画に当たっては、次の点について確認する。
 - ・ 宿泊先や訪問先の施設等の感染症対策等
 - ・ 児童・生徒の感染が判明した場合の発症者の隔離や看護、濃厚接触者の対応及び保護者への引渡し方法等
 - ・ 移動に係る輸送機関の車内や機内等の換気等
 - ・ 宿泊先における人数に配慮した部屋割や入浴施設の利用等
- 児童・生徒と保護者に対して、実施のねらい、実施中の感染症対策、経路、利用する交通機関、緊急時の連絡体制、医療体制、キャンセル料等について丁寧に説明し、特に次の点について必ず確認した上で、実施開始日のおおむね1か月前までに参加承諾書を得る。
 - ・ 実施2週間前から、児童・生徒の健康観察を徹底するとともに、同居の家族についても健康状況を把握する。
 - ・ 本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、治癒するまで参加できない。
 - ・ 本人又は同居の家族が濃厚接触者に特定された場合は、感染していないことが確認できるまで参加できない。(上記2点は、いずれも医療機関又は保健所の判断による)
 - ・ 出発日に本人や同居の家族に発熱や風邪の症状が見られる場合は参加できない。
 - ・ 実施中に、発熱や風邪の症状が出た場合、新型コロナウイルスに感染した場合及び濃厚接触者となった場合は、医療機関や保健所と相談の上で対応を行う。その際、旅行先での保護者への引渡しや、PCR検査等による滞在延長の可能性がある。

ウ 健康診断の実施

- 毎学年、6月30日までに実施する。実施時期や方法について、学校医・学校歯科医・関係機関等に十分に相談し、可能な限り速やかに実施する。実施に当たっては、3つの密（密閉、密集、密接）が同時に重ならないよう、日程を分けて実施するなどの工夫のほか、以下の点に注意する。
 - ・ 児童・生徒等及び健康診断に関わる教職員全員が、事前の手洗いや咳エチケット等を徹底する。
 - ・ 会場は十分に換気する。
 - ・ 会場には一度に多くの人数を入れない。
 - ・ 整列させる際には、密集しないようにできるだけ間隔をあけること。
 - ・ 健康診断の前後の手洗い、咳エチケットを徹底する。
 - ・ 会場では会話や発声を控える。
- 検査に必要な器具を適切に消毒する。
- 健康診断等のために医療機関を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面に

においては児童・生徒及び教職員についてもマスクを着用することが推奨される。その際は、訪問する医療機関等の感染症対策に沿って対応する。

(9) 学校見学会・入学説明会等の実施

ア 校内見学、学校説明会等を実施する場合

- 校内見学等は、各学校長の責任の下、感染防止対策を徹底した上で事前予約により実施する。
- 来校した児童・生徒や保護者に校内見学、説明会、事前相談等を実施する場合は、以下の対応を徹底する。
 - ・ 参加者に対し、事前の検温、当日、発熱等の風邪の症状等が見られる場合は参加できないことを周知する。
 - ・ 当日、参加者が校舎に入る前に事前の検温結果、風邪症状の有無等を聞き取った上でサーモグラフィ等による発熱の確認、参加者に手指消毒等を行わせる。（サーモグラフィは外気温に左右されやすく、その点を考慮して活用する必要がある。）
 - ・ 教室、廊下、説明会会場等を十分に換気する。
 - ・ 見学中は、大声での会話は控えるよう、参加者に周知する。参加者からの質問は、見学終了後、アクリル板を設置する等の飛沫感染防止の工夫をした個別相談スペースでの対応を推奨する。

4 その他の留意点

(1) 登校の判断

ア 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒について

- 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒（以下「医療的ケア児」という。）が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医等に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。
- 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童・生徒についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。
- 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

イ 海外から帰国した児童・生徒について

- 政府の水際対策の取組として一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている者は、当該待機の時間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させる。

ウ 感染症の予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合について

- 新型コロナウイルス感染症の流行に対して、感染を予防するために保護者が児童・生徒を出席させなかった場合には、登校できない児童・生徒に連絡を取り、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応を行う。
- この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。なお、オンライン等を活用した学習の指導を実施したと校長が認める場合、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、オンライン等を活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成する。

Ⅱ 臨時休業編

学校において感染者等が発生した場合には、学校医や保健所等と連携して速やかに対応し、学校での集団発生を防いでいく。

なお、基本的な感染症対策の徹底とオンライン活用による蜜を避ける工夫などにより学校運営を継続する。

(1) 感染の疑いがあると判明した場合

ア 校長は、児童・生徒や教職員等、学校関係者が濃厚接触者と特定されるなど、感染の疑いがあるとの情報を得た場合は、症状の有無や経過、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等（注）について、本人等に確認を行う。感染の疑いがある者が児童・生徒の場合、校長は必要に応じて、学校医や保健所等に相談の上、学校保健安全法（以下「法」という。）第19条に基づき出席停止の措置を、教職員等の場合、自宅勤務、事故欠勤等により出勤させない措置を、それ以外の学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置を行う。なお、出席停止等の期間は、感染がないと確認できるまでとする。

イ 校長は、校内での感染の疑いがある者について接触歴等の情報をまとめる。また、学校医への相談、市教育委員会への報告を行う。

ウ 原則として臨時休業は実施しない。ただし、校内での集団発生が疑われる場合には、衛生主管部局（保健所を含む。）等の助言等を参考に、必要に応じて臨時休業を実施する場合がある。

（注）学校内における活動の態様、接触者の多寡とは、感染者が学校内でどのような行動をしていたか、（①屋内の活動かどうか、②屋内であれば、その広さと換気状態、③マスク着用の有無、④接触者数、⑤接触時間の長さ、⑥会話の有無（特に大きな声の場合には注意が必要）、⑦昼食や給食などの食事中における状況、⑧部活動などの集団での活動の有無、⑨不特定多数との接触状況など）を指す。感染経路の明否とは、想定され

る学校内での感染経路や、学校外での感染経路などが確認できるかどうかということを目指す。以下、（２）ア、ウにおいても同義

（２）感染者が判明した場合

ア 校長は、児童・生徒や教職員等、学校関係者が感染したと判明した場合は、症状の有無や経過、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等について、本人等に確認を行う。感染者が児童・生徒の場合、法第19条に基づき出席停止の措置を、教職員等の場合、事故欠勤、病気休暇等の措置を、それ以外の学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置を行う。出席停止等の期間は治癒するまでの間とし、治癒は医療機関ないし保健所の判断に基づく。なお、本項の状況の下、接触者に感染の疑いがある場合、前項（１）による取扱いを同様に行う。

イ 校長は、校内での感染の疑いがある者について接触歴等の情報をまとめ、学校医への相談、市教育委員会への報告を行う。

ウ (ア)地域の感染の広がりを強く警戒する必要がある状況において、学校内で感染が広がっている可能性が高いとみなされる場合に、一定期間、学級単位の臨時休業・出席停止等の校内に立ち入らない措置（以下「『学級単位の措置』」という。）を講じること。

(イ)具体的には、学級で感染者が１人判明した場合は、濃厚接触者及びそれに相当する者（手洗いなどの趣旨衛生や咳エチケット、換気等の基本的な感染対策を行わずに飲食を共にした者）等について出席停止等の措置を実施する。その後、同じ学級において、以下の①から③のいずれかに該当する事態となった場合に、学校内で感染が広がっている可能性が高いとみなし、速やかに『学級単位の措置』を行う。

① 陽性者が更に判明した場合。ただし、陽性者が感染可能期間に学校内に立ち入っていない場合は除く

② 濃厚接触者等、既に出席停止をしている者以外に風邪等の有症状者が複数名判明した場合

③ その他市教育委員会が必要と認める場合

なお、感染者の判明と①、②の発生までの注意すべき期間は、感染者の最終登校日から７日以内とする。

(ウ)『学級単位の措置』の実施に当たっては、校内の感染状況や学校運営状況などに応じて、以下の①から③のいずれかの方法（又はその組み合わせ）による実施すること。なお、その際には市教育委員会と協議を行うこと。

① 当該学級の臨時休業

② 当該学級全員の出席停止

③ 当該学級全員のオンライン授業等による自宅学習

エ なお、そのほか、感染した者等の学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等を総合的に考慮し、衛生主管部局（保健所を含む。）と相談の上、学校医と連

携しつつ、必要に応じて、休業の実施の有無、規模、期間について検討し、学校の一部又は全部を休業する場合がある。

学校の臨時休業の実施判断については、これらの状況を踏まえ法第20条に基づき、設置者である市教育委員会が行う。

オ 接触者であっても濃厚接触者に特定されなかった児童・生徒及び教職員等については、感染症対策を徹底して行っていたのであれば、原則として、登校は可能と考えられる。ただし、学校は、これらの者に対し、引き続き感染症対策を徹底させる。とともに、児童・生徒については健康観察票を提出させ、教職員等には健康チェック票により健康状態を把握する。

カ 感染者の行動範囲等について、保健所から消毒の助言がある場合には、その助言に基づき消毒する。また、当該感染者が活動した範囲を特定して、当該感染者が高頻度で触った物品を消毒用エタノール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液